# 令和6年度 第3回 岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和6年8月2日(金)午前10時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

# - 次 第 -

開 会

### 1 議 題

- (1) 関係行政機関からの概況説明について
  - ① 最近の景況、物価動向及び家計調査等について (岩手県ふるさと振興部調査統計課 鈴木健郎 主任主査)
  - ② 県内の雇用動向及び令和6年3月新規学卒者の初任給の状況等 について

(岩手労働局職業安定部職業安定課 新藤淳 地方労働市場情報官)

- (2) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について
- (3) 主要指標について
- (4) 岩手県最低賃金と生活保護との乖離について
- (5) 令和6年賃金改定状況調査結果について
- (6) 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果について
- (7) その他
- 2 その他

閉 会

### 令和6年度 第3回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和6年8月2日(金)午前10時~

場所:盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏	名	所 属 等
	植村	亜季子	もりおか女性センター 副センター長
公	郷右近	勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員
公益代表委員	近藤	信一	岩手県立大学 教授
員	齋 藤	信之	元岩手労働委員会 事務局長
	丸山	仁	岩手大学 教授
	小 菅	孝広	J AM青森岩手県連絡会 副事務局長
労働	小林	斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
労働者代表委員	佐々木	正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会副事務局長
<b>安</b> 員	藤本	誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会副事務局長
	山田	清秋	U A ゼンセン岩手県支部 支部長
	菊 池	透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
使 用	瀬川	浩 昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
使用者代表委員	藤田	芳 男	岩手県経営者協会 専務理事
委員	松川	顕	盛岡ガス(株) 常務取締役
	宗 形	金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

### 【事務局】

j	所 属	等	役	職	氏	名
			局	長	粟	村 勝 行
岩手労働局			労 働 基	準 部 長	加	藤 大 介
働局	労	働基準部	賃 金	室 長	境	澤   淳
			賃 金 室	長 補 佐	五十	一嵐 由佳子

# 審議会資料一覧

資料 1 令和6年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)

資料 2 令和6年度岩手県最低賃金専門部会委員名簿

資料 3 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画

資料 4 2024 年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について

資料 5 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

(岩手県労働組合連合会)

資料 6 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

(いわて非正規雇用労働者センター)

資料 7 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

(岩手県地域労働組合)

資料 8 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

(いわて生協労働組合)

資料 9 参考人意見書

資料 12 岩手県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について

(一般社団法人岩手県タクシー協会)

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、 下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみる に至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙 1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会 に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備 投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

- 創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。
- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

### 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50 円
В	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50 円
С	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50 円

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論 を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底 すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主 性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政 運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮し た審議を行ってきた。

#### ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている)。

加えて、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、 最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降 の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、 「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案す る必要がある。

### イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回(最終)集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給)の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果(第1回集計)では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率(ランク計)は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果(2.1%)を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率(ランク計)は2.8%となっており、これも昨年の結果(2.5%)を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの状況が見られる。

### ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28 ポイントの差、非製造業で3.82 ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79 ポイントの差、非製造業で4.61 ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和 6 年 3 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和 5 年 9 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約 3 ポイント増加(16.9%  $\rightarrow$  19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約 4 ポイント増加(63.0%  $\rightarrow$  67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1  $\sim$  3 割しか価格転嫁できなかった割合は約 4 ポイント増加(19.6%  $\rightarrow$  23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約 2 割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約 7 割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約 1 割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1~6月の物価高(インフレ)倒産については、484件(前年同期375件、29.1%増)発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことからも、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

### エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会でしっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア〜ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては 5.0% (50 円) を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50 円 (4.6%)、Bランク 50 円 (5.2%)、Cランク 50 円 (5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は 80.2%から 81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

#### オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については 労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の 好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、 生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃 上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望 する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のと おりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

である。

1

# 参考資料

# 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。



(資料出所)総務省「消費者物価指数」

### 2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%~3.9%で推移し、2023年10月~2024年6月平 均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位:%)

			2023年				202	24年			2023年10月~ 2024年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5 月	6月	平均
全	国	3. 9	3. 3	3.0	2. 5	3. 3	3. 1	2. 9	3. 3	3. 3	3. 2
	Aランク	3. 7	3. 1	2. 6	2. 1	3.0	2. 9	2. 7	3. 1	3. 2	3.0
	Bランク	3.8	3. 3	3. 0	2. 5	3. 3	3. 1	3. 1	3. 4	3. 4	3. 2
	Cランク	4. 0	3.6	3.4	3.0	3, 8	3, 5	3, 2	3, 6	3.4	3, 5

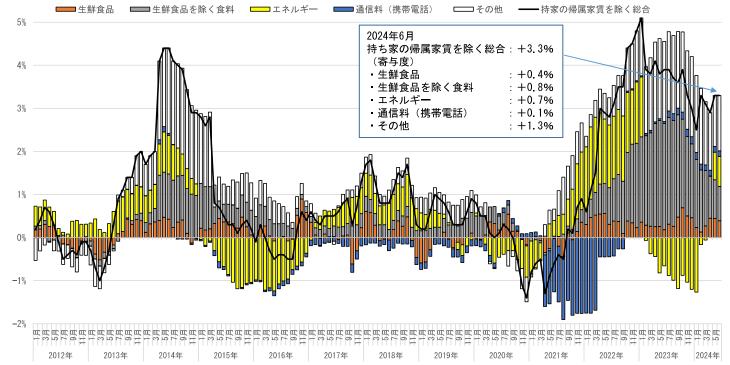
#### 資料出所 総務省「消費者物価指数」

- 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
  - 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
  - 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
  - 「2023年10月~2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

### 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄 与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が 大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

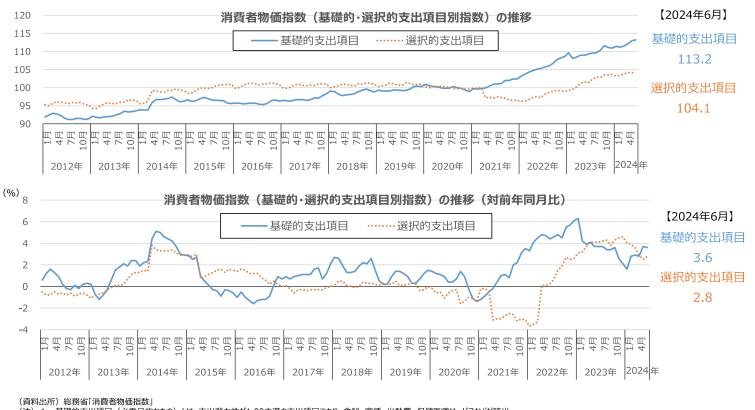


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

- 持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数一前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の 指数」により算出。
  - 、」になりず出。 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
- 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

### 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は 2022年以降上昇を継続している。



- 主)1. 基礎的支出項目(必需品的なもの)とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
  - 選択的支出項目(贅沢品的なもの)とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス(支出項目)が何%変化するかを示した指標。
  - 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

(総予算額:3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正:3兆1,074億円、2023年度補正:6,416億円)

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。
- 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

### 値引き単価

2024年4月使用分まで

く電気>

低圧:3.5円/kWh

高圧:1.8円/kWh

2024年5月使用分

く電気>

低圧:1.8円/kWh

高圧: 0.9円/kWh

### <都市ガス>

15円/㎡

※家庭及び年間契約量1,000万㎡未満の企業等が対象

# <都市ガス>

7.5円/㎡

※家庭及び年間契約量1,000万㎡未満の企業等が対象

### 消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

〇 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月~9月は-1.01 ~-0.98、2023年10月~2024年5月は-0.49 ~-0.48で推移していた。

#### 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

						2023年								202	4年		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
_	1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

#### <電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1~8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円 2023年9月~2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円 2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

# 消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 〇 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別 に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位:%)

6

		2023年				202	4年			2023年10月~ 2024年6月	2022年10月~ 2023年6月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4 月	5月	6月	平均	平均
頻繁に購入	8. 3	6. 4	6. 6	5. 6	4.8	4.8	4. 5	4. 0	3. 5	5. 4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構	i成	
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉 (国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉 (輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

### 連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所)連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成 (注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

# 連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

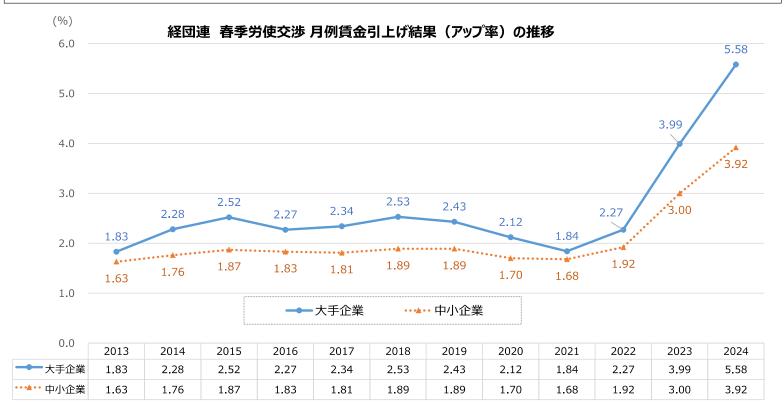
**連合(有期・短時間・契約等労働者)** 第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

			単純平均	加重平均
	20245	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)
時給	386組合 885, 369人	引上げ率	<del>-</del>	5.74% (5.01%)
	000, 000/	平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1, 155. 02円(1, 095. 67円)
日 公	146組合	賃上げ額	9,137円 (6,647円)	10,869円(6,828円)
月給	27,845人	賃上げ率	4. 23% (3. 09%)	4. 98% (3. 18%)

(注) ( )内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

### 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%(第1回集計)、中小企業3.92%(第1回集計)となっている。



(資料出所) 経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

### 日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

	(	(加重平均)
	全体	9,662円
正社員	1,586社	3.62%
(月給)	20人以下	8,801円
	709社	3.34%
	全体	37.6円
パート・アルバイト	1,070社	3.43%
(時給)	20人以下	43. 3円
, - /////	450社	3.88%

- (注)1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や 労働時間の変更が無い従業員が対象。
  - 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

_	_																																(円、%)
			産業	163			製光	業			卸売業,	小売業		学術研	究,専門	技術サー	-ビス業	宿泊	1業,飲食	[サービ	ス業	生活队	連サート	イス業, :	娯楽業		医療,	福祉		サービ	ス楽(他に	分類されな!	ハもの)
- ft	271	1 時間 賃金	<b>企</b> 額	賃金」	上昇率	1 時間 賃金	≥額	賃金」	:昇率	1 時間 賃分	≥額	賃金	上昇率	1時間 賃金	2額	賃金	上昇率	賃金		賃金	上昇率	質的	当たり 全額	賃金	上昇率	賃:	当たり 全額	賃金	上昇率	賃金		賃金	上昇率
		R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6 年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6 年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6 年 6 月		R 5年	R 5 年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6 年 6月		R 5年
	Α	1,601	1, 637	2.2	2.3	1, 645	1, 677	1. 9	1. 7	1, 641	1,670	1.8	2. 3	1, 838	1, 875	2.0	2.6	1, 261	1, 306	3.6	2.8	1, 452	1, 484	2. 2	1.1	1, 615	1, 655	2.5	1.8	1, 728	1, 756	1.6	3. 2
男	В	1, 383	1, 416	2.4	2.0	1, 432	1, 469	2.6	2. 3	1, 377	1, 409	2. 3	1.5	1, 705	1, 724	1. 1	2. 1	1, 140	1, 165	2. 2	2. 4	1, 249	1, 288	3. 1	2. 3	1, 443	1, 475	2. 2	1.9	1, 430	1, 467	2.6	1.3
女計	С	1, 253	1, 287	2.7	2. 1	1, 232	1, 274	3. 4	2. 2	1,270	1, 298	2. 2	2. 2	1, 554	1,602	3. 1	0.9	1, 071	1, 094	2. 1	2. 2	1, 107	1, 146	3, 5	3.4	1, 255	1, 296	3, 3	1.8	1, 410	1, 444	2.4	1.6
	計	1, 454	1, 488	2.3	2. 1	1, 493	1, 528	2.3	2. 1	1, 464	1, 495	2. 1	1.9	1,756	1, 787	1.8	2. 2	1, 177	1, 210	2.8	2.6	1, 315	1, 351	2.7	1.8	1, 487	1, 523	2.4	1.9	1, 547	1, 580	2. 1	2. 2
	Α	1, 838	1,873	1.9	2. 0	1, 844	1,870	1.4	1. 6	1,887	1, 925	2. 0	2. 5	2, 104	2, 138	1.6	3. 1	1, 443	1,504	4. 2	1.5	1, 688	1, 690	0.1	1.8	1,882	1, 959	4.1	1. 3	1,871	1, 900	1.5	1.6
	В	1, 591	1, 618	1.7	1.6	1, 587	1,624	2. 3	2. 3	1, 579	1,607	1.8	1.4	1, 999	2,017	0. 9	1.5	1, 301	1, 302	0. 1	1.0	1, 493	1, 525	2. 1	2. 1	1, 753	1, 735	-1.0	1.2	1,602	1, 635	2. 1	0.8
労	С	1, 418	1, 460	3, 0	1.6	1, 393	1, 437	3. 2	1. 9	1, 406	1, 437	2. 2	2. 0	1, 776	1, 827	2. 9	0.3	1, 189	1, 239	4. 2	2.3	1, 228	1, 283	4, 5	3, 3	1, 448	1, 494	3. 2	0.1	1, 529	1, 577	3, 1	1. 3
	#	1, 669	1,701	1.9	1.8	1,666	1, 699	2.0	1. 9	1, 673	1, 706	2. 0	2. 0	2, 028	2, 058	1.5	2. 2	1, 350	1, 384	2. 5	1.3	1, 536	1, 559	1.5	2. 1	1, 763	1, 795	1.8	1.1	1, 699	1, 732	1.9	1.2
	Α	1, 428	1, 463	2. 5	2. 6	1, 297	1, 338	3. 2	2. 3	1, 414	1, 438	1. 7	2. 2	1, 601	1,643	2. 6	2. 5	1, 163	1, 199	3. 1	3.6	1, 341	1, 385	3. 3	0, 6	1, 574	1, 609	2. 2	1. 9	1, 520	1, 548	1.8	5. 2
ļ,.	В	1, 232	1, 268	2.9	2. 1	1, 143	1, 180	3. 2	2. 4	1, 181	1, 214	2. 8	1. 7	1, 452	1, 474	1. 5	2.8	1, 082	1, 116	3. 1	2.8	1, 136	1, 181	4. 0	2.7	1, 403	1, 439	2.6	1.9	1, 186	1, 228	3, 5	2. 4
女	С	1, 138	1, 168	2.6	2. 3	993	1, 028	3. 5	2. 9	1, 144	1, 169	2. 2	2. 4	1, 342	1, 388	3. 4	1.8	1, 022	1, 037	1.5	2.2	1,037	1, 071	3, 3	3.4	1, 225	1, 264	3. 2	2.0	1, 183	1, 214	2.6	2. 2
	計	1, 298	1, 333	2. 7	2. 3	1, 185	1, 223	3. 2	2. 4	1, 267	1, 296	2. 3	1.9	1,516	1, 550	2. 2	2.6	1, 103	1, 135	2. 9	3. 1	1, 209	1, 252	3. 6	1.9	1, 447	1, 484	2. 6	1.9	1, 321	1, 357	2.7	3.8

# 賃金改定状況調査結果第4表②

#### 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)

	菜		産業	2計			製油	<b></b> 告業			卸売業,	小売業		学術研	究, 専門	<ul><li>技術サー</li></ul>	- ビス業	宿泊	業,飲1	とサービ.	ス楽	生活関	連サート	(ス業,	娯楽業		医療,	福祉		#-E:	ス楽(他に分		(円、%)
	態	1時間 賃金	当たり 金額	賃金.	上昇率		当たり	賃金	上昇率	1 時間 賃金		賃金	上昇率		当たり 金額	賃金.	上昇率	1 時間 質金	当たり ≥額	賃金	L 昇·率		当たり	賃金	上昇率		当たり 金額	賃金.	上昇率	1 時間 賃金	当たり 金額	賃金	上昇率
ラ	ンク	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6 月			R 5年
	Α	1, 601	1, 637	2. 2	2. 3	1, 645	1,677	1.9	1.7	1, 641	1,670	1.8	2.3	1, 838	1, 875	2.0	2. 6	1, 261	1, 306	3. 6	2.8	1, 452	1, 484	2. 2	1. 1	1, 615	1, 655	2. 5	1.8	1, 728	1,756	1.6	3. 2
般パ	В	1, 383	1, 416	2. 4	2.0	1, 432	1, 469	2.6	2.3	1,377	1, 409	2. 3	1.5	1, 705	1,724	1.1	2. 1	1, 140	1, 165	2. 2	2.4	1, 249	1, 288	3. 1	2. 3	1, 443	1, 475	2. 2	1.9	1, 430	1, 467	2.6	1.3
      計	С	1, 253	1, 287	2. 7	2. 1	1, 232	1, 274	3.4	2. 2	1, 270	1, 298	2. 2	2. 2	1, 554	1,602	3. 1	0.9	1, 071	1, 094	2.1	2. 2	1, 107	1, 146	3. 5	3. 4	1, 255	1, 296	3. 3	1.8	1, 410	1, 444	2. 4	1.6
	計	1, 454	1, 488	2. 3	2. 1	1, 493	1, 528	2.3	2. 1	1, 464	1, 495	2. 1	1.9	1, 756	1, 787	1.8	2. 2	1, 177	1,210	2.8	2. 6	1, 315	1, 351	2.7	1.8	1, 487	1, 523	2. 4	1. 9	1, 547	1,580	2. 1	2. 2
	Α	1, 827	1, 867	2. 2	2. 2	1, 828	1, 856	1.5	1.5	1,886	1, 919	1. 7	1.9	1, 934	1, 980	2. 4	2. 5	1, 567	1, 652	5. 4	1.2	1, 668	1, 705	2. 2	1.8	1, 751	1,801	2. 9	2. 2	1, 898	1, 933	1.8	3. 4
_	В	1, 543	1,571	1.8	2. 0	1, 519	1, 553	2. 2	2.5	1, 558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1, 423	1, 405	-1.3	2.7	1, 428	1, 444	1.1	2.5	1, 504	1, 533	1.9	1.6	1, 548	1, 587	2.5	1.2
般	С	1, 366	1, 407	3, 0	1.9	1, 321	1, 366	3. 4	2. 1	1, 383	1, 423	2. 9	2. 0	1, 621	1, 668	2. 9	1.2	1, 249	1, 271	1.8	1.5	1, 224	1, 249	2. 0	2. 9	1, 309	1, 355	3, 5	1. 7	1, 459	1, 503	3. 0	1.2
	#	1, 629	1, 664	2. 1	2.0	1, 610	1, 644	2. 1	2. 1	1, 658	1,690	1.9	1.9	1, 847	1, 881	1.8	2. 1	1, 455	1, 486	2. 1	2. 2	1, 502	1, 526	1, 6	2. 2	1, 562	1, 601	2. 5	1. 8	1, 669	1,708	2. 3	2.3
	Α	1, 281	1, 309	2. 2	2.6	1, 178	1, 223	3. 8	2.7	1, 245	1, 269	1.9	3. 2	1, 437	1, 440	0.2	3. 2	1, 137	1, 167	2.6	3. 5	1, 228	1, 253	2. 0	-0.2	1, 477	1, 507	2. 0	1.6	1, 347	1, 360	1.0	2. 3
パー	В	1, 131	1, 171	3, 5	1.7	1, 113	1, 161	4.3	1.7	1, 056	1,093	3. 5	0, 9	1, 281	1, 324	3. 4	3, 3	1, 056	1, 094	3.6	2. 3	1, 091	1, 150	5. 4	2. 1	1, 353	1, 389	2. 7	2. 4	1, 118	1, 148	2. 7	1.2
ŀ	С	1, 054	1, 077	2. 2	2. 5	940	972	3, 4	2, 3	1, 074	1,081	0.7	2. 7	1, 109	1, 166	5. 1	-1.1	987	1, 011	2. 4	2, 5	963	1, 020	5. 9	4. 4	1, 159	1, 190	2. 7	1. 9	1, 194	1, 184	-0.8	3. 3
	#	1, 185	1, 218	2.8	2. 1	1, 125	1, 168	3.8	2. 1	1, 134	1, 162	2.5	2. 1	1, 351	1, 373	1.6	3.0	1, 077	1, 111	3. 2	2. 7	1, 132	1, 178	4. 1	1.4	1, 388	1, 421	2. 4	1.9	1, 227	1, 246	1.5	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計)

性 産業計 製造業 御売業、小売業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 医療、福祉 サービス業 (他に分類されな																							(円、%)										
1	性		産業	医計			製道	生業			卸売業,	小売業		学術研	究,専門·	技術サー	・ビス業	宿泊	業,飲1	ミサービ	ス楽	生活限	連サート	(ス業、)	娯楽業		医療,	福祉		サービ	ス業(他に生	分類されなり	いもの)
	L業 態	1 時間 賃金	≥額	賃金	上昇率	1 時間 賃金	<b>定額</b>	賃金」	上昇率	1 時間 賃金	<b>全額</b>	賃金。	上昇率	1 時間 賃金	≥額	賃金。	上昇率		內額	賃金。	上昇率	賃金		賃金」	上昇率	1 時間 注 賃金	額	賃金。	上昇-率	賃金	当たり 金額	賃金.	上昇率
9	ンク	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5 年 6 月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6 年 6 月		R 5年	R 5年 6月	R 6 年 6 月		R 5年
	Α	1, 611	1,655	2.7	2.4	1, 653	1, 698	2.7	2.4	1,654	1, 696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1, 274	1, 317	3. 4	3, 8	1, 451	1, 490	2. 7	1.6	1,620	1, 667	2. 9	2.3	1, 744	1,784	2.3	2. 2
31-	В	1, 391	1, 431	2. 9	2.4	1, 441	1, 483	2.9	2.6	1, 386	1, 428	3.0	1.8	1,723	1, 753	1.7	3.1	1, 142	1, 176	3.0	3. 0	1, 252	1, 295	3. 4	3. 3	1, 446	1, 487	2.8	2. 3	1, 444	1, 484	2.8	2.6
,,,	С	1, 259	1, 298	3. 1	2.7	1, 237	1, 282	3. 6	3, 0	1, 279	1, 313	2.7	2.6	1,572	1,622	3. 2	2.3	1,080	1, 101	1. 9	3, 1	1, 108	1, 158	4. 5	3. 1	1, 255	1, 304	3, 9	2.6	1, 414	1, 452	2.7	2.6
	計	1, 462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1, 475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1, 184	1, 220	3.0	3. 4	1, 316	1, 358	3. 2	2.6	1, 490	1,534	3.0	2. 3	1, 561	1,600	2.5	2.4
	Α	1,852	1,898	2.5	2. 2	1,849	1, 895	2.5	2. 2	1, 902	1, 950	2.5	1.7	2, 106	2, 151	2. 1	2.8	1, 477	1, 531	3. 7	2. 9	1,688	1, 714	1.5	2. 1	1,910	1, 965	2. 9	2. 6	1, 885	1,926	2. 2	2. 2
里	В	1, 599	1,639	2.5	2.3	1, 598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1. 4	3. 1	1, 290	1, 306	1.2	2.0	1, 484	1,522	2.6	3. 7	1, 781	1,801	1.1	2. 3	1,609	1,649	2.5	2.4
	С	1, 429	1, 474	3. 1	2.5	1, 399	1, 450	3. 6	2. 9	1, 414	1, 455	2.9	2.6	1, 799	1,844	2.5	2.0	1, 215	1, 263	4.0	2. 5	1, 232	1, 290	4.7	3. 5	1, 453	1, 494	2.8	1.5	1, 541	1, 583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2. 3	1,674	1,720	2.7	2. 4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1, 363	1, 400	2.7	2.4	1, 532	1,569	2. 4	2. 9	1, 787	1,826	2. 2	2. 4	1, 709	1,750	2.4	2. 3
	Α	1, 433	1, 474	2.9	2.7	1, 305	1, 349	3. 4	2.8	1, 423	1, 460	2.6	2.4	1,605	1,656	3. 2	3.4	1, 167	1, 203	3.1	4.5	1, 338	1, 382	3, 3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1, 569	2.4	2.3
tr	В	1, 237	1, 277	3. 2	2.5	1, 148	1, 186	3. 3	2.7	1, 188	1, 225	3. 1	1.8	1, 462	1, 493	2. 1	3.1	1,088	1, 129	3.8	3. 5	1, 143	1, 188	3. 9	3. 0	1,402	1, 446	3. 1	2. 3	1, 191	1, 231	3. 4	2. 9
	С	1, 141	1, 176	3. 1	2.8	993	1,030	3. 7	3. 1	1, 152	1, 180	2.4	2.6	1,352	1, 407	4. 1	2. 9	1,027	1,039	1.2	3, 5	1,036	1,083	4. 5	3. 1	1, 224	1, 274	4. 1	2. 7	1, 183	1, 213	2.5	2.9
	計	1, 302	1,342	3. 1	2.6	1, 191	1, 231	3. 4	2.8	1,276	1, 311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3. 3	1, 108	1, 143	3. 2	3.8	1, 211	1, 256	3. 7	2.3	1, 447	1, 492	3. 1	2. 3	1, 329	1, 367	2.9	2.6
	Α	1,836	1,885	2.7	2.4	1, 833	1,879	2.5	2. 3	1, 895	1, 941	2.4	1.8	1, 934	1, 985	2.6	3. 1	1,604	1, 665	3.8	2.6	1,669	1, 715	2.8	2.4	1, 758	1,813	3. 1	2. 7	1, 910	1,960	2.6	2.3
	В	1, 547	1,587	2.6	2.5	1,530	1, 571	2.7	2.7	1, 558	1,604	3, 0	1.8	1, 809	1,837	1.5	3. 1	1,400	1, 419	1.4	3. 1	1, 423	1, 452	2.0	3. 9	1,510	1, 548	2. 5	2.4	1, 562	1,604	2.7	2.3
般	С	1, 371	1, 418	3.4	2.7	1, 326	1, 375	3. 7	3.0	1, 389	1, 434	3. 2	2.6	1, 636	1, 687	3. 1	2.6	1, 250	1, 282	2.6	2. 1	1, 225	1, 269	3. 6	3.0	1, 311	1, 366	4.2	2.8	1, 468	1, 512	3.0	2. 2
	31	1, 635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2. 7	2.6	1,662	1, 708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3. 0	1, 458	1, 497	2.7	2.7	1,500	1,538	2. 5	3.0	1,568	1,615	3. 0	2. 6	1, 683	1,728	2. 7	2.3
	Α	1, 283	1, 318	2.7	2.6	1, 183	1, 223	3. 4	2.6	1, 250	1, 285	2.8	2.3	1, 431	1, 465	2.4	2.9	1, 138	1, 173	3. 1	4. 4	1, 224	1, 254	2. 5	0.3	1, 479	1, 517	2.6	1.8	1, 354	1, 369	1.1	2. 1
パー	В	1, 133	1, 175	3. 7	2.4	1, 112	1, 164	4. 7	2. 1	1,060	1, 095	3. 3	1.9	1, 310	1, 349	3. 0	2.9	1,060	1, 099	3. 7	3. 1	1,096	1, 151	5.0	2. 4	1, 349	1, 395	3. 4	2. 1	1, 111	1, 145	3. 1	3. 4
1	С	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3. 7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1, 134	1, 171	3. 3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1, 021	6.1	3. 6	1, 155	1, 190	3. 0	1.8	1, 194	1,210	1.3	3. 9
	計	1, 187	1, 224	3. 1	2.4	1, 126	1, 171	4.0	2.3	1, 140	1, 172	2.8	2.2	1, 361	1, 397	2.6	2.7	1,081	1, 116	3. 2	3. 8	1, 132	1, 178	4. 1	1.6	1, 387	1, 428	3.0	1. 9	1, 226	1, 250	2.0	2.8

(資料注) 第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人(83.6%)。

# 法人企業統計による企業収益①(年度)

(単位:億円、%)

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	規	模計	645, 861	682, 201	749, 872	835, 543	839, 177	714, 385	628, 538	839, 247	952, 800
		前年度比	8. 3	5.6	9. 9	11.4	0.4	<b>▲</b> 14.9	<b>▲</b> 12.0	33. 5	13. 5
	Ĩ	資本金規模1,000万円以上	620, 351	657, 908	718, 663	799, 926	802, 784	686, 739	600, 970	814, 644	910, 804
		前年度比	7.4	6. 1	9. 2	11.3	0.4	<b>▲</b> 14.5	<b>▲</b> 12.5	35. 6	11.8
経		〃 10億円以上	374, 204	402, 359	424, 325	462, 998	482, 378	416, 995	370, 705	495, 341	573, 614
常常		前年度比	7. 5	7. 5	5. 5	9. 1	4.2	<b>▲</b> 13.6	<b>▲</b> 11.1	33. 6	15.8
利益		〃 1 億円~10億円	96, 020	99, 865	111, 773	130, 045	136, 617	115, 306	104, 222	140, 200	150, 904
血		前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5. 1	<b>▲</b> 15.6	<b>▲</b> 9.6	34. 5	7.6
		″ 1,000万円~1億円	150, 127	155, 684	182, 566	206, 883	183, 789	154, 438	126, 043	179, 103	186, 286
		前年度比	3.8	3. 7	17.3	13. 3	<b>▲</b> 11.2	<b>▲</b> 16.0	<b>▲</b> 18.4	42.1	4.0
		〃 1,000万円未満	25, 510	24, 293	31, 209	35, 617	36, 392	27, 646	27, 568	24, 603	41, 996
		前年度比	34.3	<b>▲</b> 4.8	28. 5	14. 1	2.2	<b>▲</b> 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70. 7
売	規	模計	4.5	4.8	5. 2	5. 4	5. 5	4.8	4.6	5. 8	6.0
上高	Ĩ	資本金規模1,000万円以上	4.7	5. 0	5. 4	5. 7	5. 7	5. 1	4.8	6. 2	6.4
経		〃 10億円以上	6. 6	7.4	7. 9	8. 1	8. 2	7.4	7.2	9. 1	9.6
常利		〃 1 億円~10億円	3.8	3. 9	4. 2	4. 5	4.6	4.0	3. 9	5. 0	5.0
益		″ 1,000万円~1億円	3.0	3. 1	3. 5	3.8	3. 6	3. 1	2.7	3. 6	3. 5
率		〃 1,000万円未満	2. 1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2. 3	2.0	2. 9

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
  - 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(単位:億円、%)

			令和	4年			令和	5年		令和6年
		$1\sim3$ 月	4~6月	7~9月	10~12月	$1\sim3$ 月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
	資本金規模1,000万円以上	228, 323	283, 181	198, 098	223, 768	238, 230	316, 061	237, 975	252, 754	274, 279
	前年同期比	13. 7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20. 1	13.0	15. 1
経	〃 10億円以上	124, 141	200, 931	121, 094	125, 200	123, 862	220, 392	140, 332	152, 326	136, 516
常常	前年同期比	18. 2	23. 2	27.3	6.4	▲ 0.2	9. 7	15.9	21.7	10.2
利益	″ 1億円~10億円	40, 289	37, 369	35, 024	40, 225	39, 747	40, 227	44, 412	46, 316	49, 086
11111	前年同期比	19. 3	16.7	13. 2	<b>▲</b> 2.9	<b>▲</b> 1.3	7.6	26.8	15. 1	23. 5
	″ 1,000万円~1億円	63, 893	44, 881	41, 981	58, 343	74, 621	55, 442	53, 231	54, 112	88, 677
	前年同期比	3. 1	<b>▲</b> 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23. 5	26.8	<b>▲</b> 7.3	18.8
売上	資本金規模1,000万円以上	6. 3	8. 4	5. 7	6.0	6.3	8. 9	6. 5	6. 5	7. 1
高経	〃 10億円以上	8.3	14.0	8. 1	8. 1	7. 9	15. 0	9. 4	9. 5	8.8
常利	〃 1億円~10億円	5. 2	5. 2	4.6	4.9	4.8	4. 9	5. 1	5. 2	5. 5
益率	″ 1,000万円~1億円	4.8	3. 7	3. 4	4. 3	5. 4	4. 3	4. 1	3. 9	6. 2

資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
  - 2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

# 法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位:%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考:母集団数 (単位:社)
	規模計	68.8	67.5	67.6	66. 2	66. 3	68. 6	71.5	68. 9	67.5	2, 941, 615
労	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65. 2	64. 1	64. 5	66. 6	69.3	66.0	65. 0	909, 127
働公	" 10億円以上	55.0	52.8	53. 7	51.7	51.3	54. 9	57. 6	52.4	51.2	4, 738
配	″ 1 億円~10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25, 894
率	″ 1,000万円~1億円	76.4	75.3	74.3	74. 2	76.0	77. 1	80.0	78.8	77.3	878, 495
	〃 1,000万円未満	81. 1	82. 3	83. 4	80. 3	78. 5	82. 3	86. 5	91.0	84.6	2, 032, 488

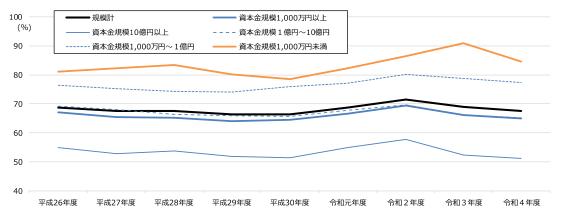
資料出所 財務省「法人企業統計」

- (注) 1 金融業、保険業を除く全産業。
  - 2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。
  - 3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率=人件費÷付加価値額。

付加価値額=人件費+支払利息等+動産·不動産貸借料+租税公課+営業純益。

人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費。



(単位:万円、%)

					製道	<b>当業</b>					非製	造業		
	産業・資本	金規模計	資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千	·万円未満
	前年度比 690 3.6			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	<b>▲</b> 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	<b>▲</b> 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	<b>▲</b> 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	<b>▲</b> 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	<b>▲</b> 0.2
平成 30 年度	730	<b>▲</b> 1.2	1,201	<b>▲</b> 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	<b>▲</b> 4.2	494	<b>▲</b> 1.6
令和 元 年度	715	<b>▲</b> 2.1	1,104	▲ 8.1	551	<b>▲</b> 3.3	467	<b>▲</b> 3.7	1,035	<b>▲</b> 2.3	551	<b>▲</b> 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	<b>▲</b> 3.8	1,064	<b>▲</b> 3.6	540	<b>▲</b> 2.0	436	<b>▲</b> 6.6	957	<b>▲</b> 7.5	536	<b>▲</b> 2.7	483	<b>▲</b> 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	<b>▲</b> 2.8	995	4.0	552	3.0	457	<b>▲</b> 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」 (年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

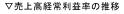
「付加価値額」の算出は下記のとおり

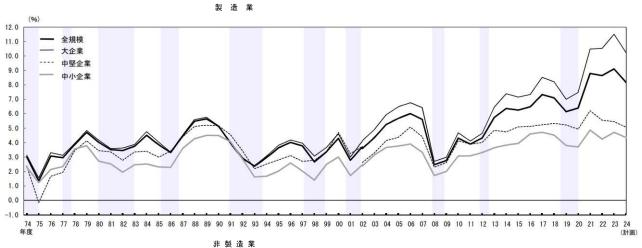
付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与

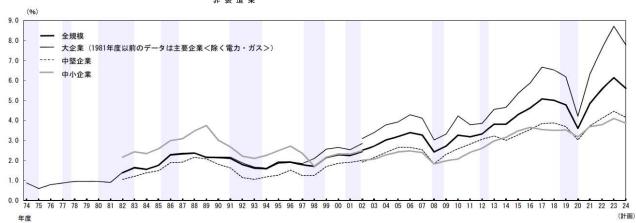
+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

# 売上高経常利益率の推移(日銀短観)







資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2024年6月調査)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
					(計画)
規模計	製造業	8. 79	8.64	9. 10	8. 17
/九/突 司	非製造業	4.85	5. 57	6. 14	5. 61
大企業	製造業	10.48	10. 52	11.50	10. 23
八年未	非製造業	6. 31	7. 61	8. 71	7. 78
中堅	製造業	6. 21	5. 55	5. 45	5. 07
企業	非製造業	3. 73	4.11	4. 46	4. 16
中小	製造業	4.87	4. 24	4.71	4. 35
企業	非製造業	3. 70	3. 79	4. 10	3. 87

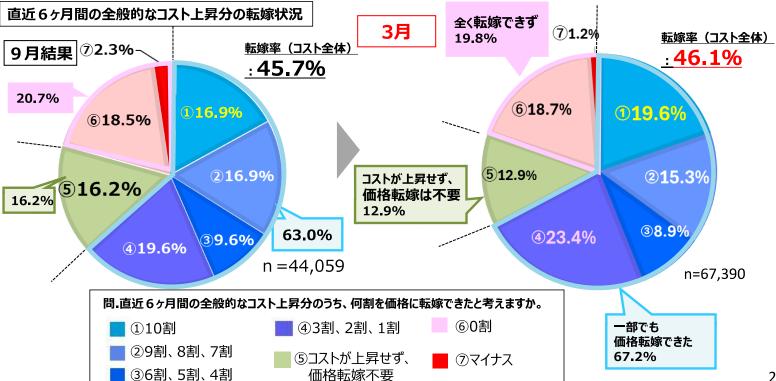
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

#### (注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

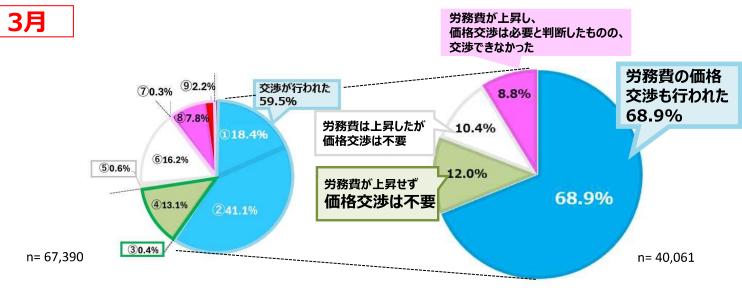
### 価格転嫁の状況① 【コスト全般】

- コスト全体の価格転嫁率は46.1%、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
- 受注企業のうち、コスト増加分を全額 (10割) 価格転嫁できた割合 (①) は約3ポイント増加 (16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
- 一方、1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。



# (今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、**昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表**されたことを踏まえ、「**労務費について、価格交渉**できたか」調査。
- 価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その**約7割において、労務費についても**価格交渉が実施された。
- 一方で、約1割(8.8%)の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。 そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。(例:労務費アップは自助努力で対応すべき)
- ⇒ 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。



#### アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求される**エビデンスを示す事が出来ず**、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務(工事)を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

### 倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

#### 【足下の推移】





### 倒産件数及び物価高倒産件数の推移

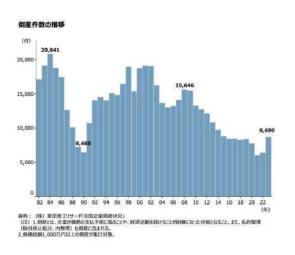
#### 2024年版 中小企業白書(抜粋) (左図)

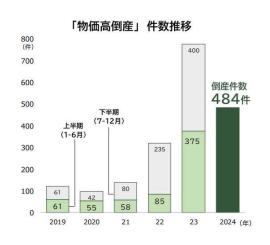
第1部 令和5年度(2023年度)の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020 年から2022 年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、<u>直近の2023 年において</u>は感染拡大前の水準まで増加し、8,690 件となっている。

#### 全国企業倒產集計(2024年6月報)(抜粋)(右図)

物価高(インフレ)倒産は、484 件(前年同期 375 件、29.1%増)発生した。<u>年半期で初めて 450 件を超え、過去最多を大幅に更新した。</u>このペースで推移した場合、2024 年通年の件数は 900 件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』(124件)が最も多く、『製造業』(109 件)、『運輸・通信業』(91 件)が続いた。

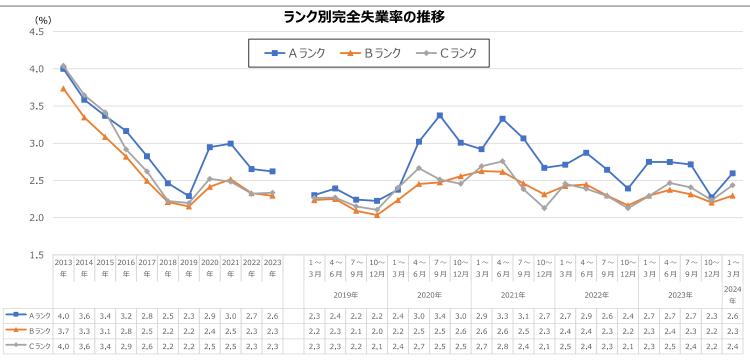




(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンケ「全国企業倒産集計(2024年6月報)」 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

### ランク別完全失業率の推移

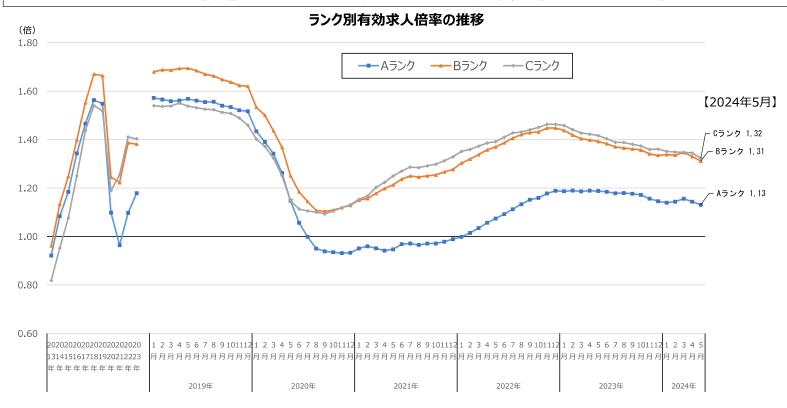
○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4~6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このと ころ緩やかな改善傾向にある。



(資料出所)総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
  - 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
  - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数 (就業地別) と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

  - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

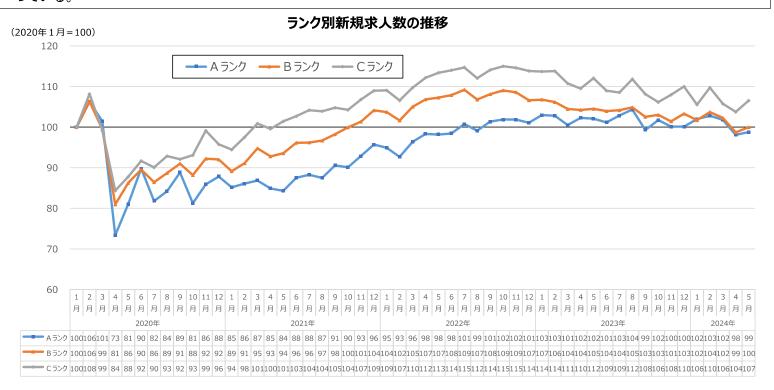
															( -1 -	124 · 111 /	
		平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和			令和6年			
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3 年	4年	5 年	1月	2月	3月	4月	5月	
全国		1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1. 28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	
	Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1. 55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13	
	Βランク	1.13	1. 25	1.40	1.55	1.67	1.66	1. 25	1. 22	1. 39	1.38	1.34	1.34	1.35	1. 33	1.31	
	Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1. 19	1. 25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
  - 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
  - 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
  - 各ランクは、令和5年度からの適用区分である.
  - 各月の数値は季節調整値である。

# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。



(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
  - 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
  - 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

### 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

#### 1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催 し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽 くしたところである。

### 2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄えていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年の目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給が ひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現 状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。 さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発 効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上 に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示す べきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底 し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方で の建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10 月上旬」の発効に間に 合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委 員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に 至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断DIで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価DIは依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会(以下「目安小委員会」という。)としては、これらの意見を踏まえ目 安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定め るに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、 これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することと した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、 賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層 の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向 上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとと もに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者 の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材 確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実 を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

### 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府 県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特 定の産業に働く労働者に適用される「特定最低賃金」の二種類が設定されている。

### 3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料 を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地 方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の 審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

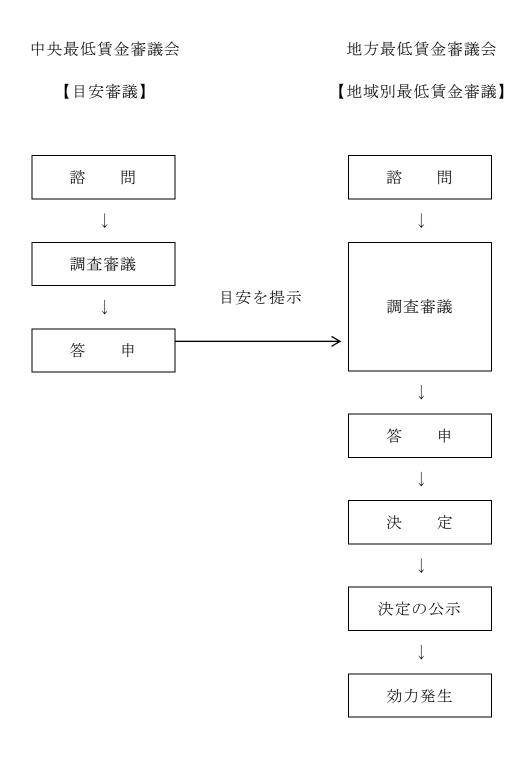
#### 4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和 53 年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成 14 年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、 平成 14 年度以降時間額で示すこととなっている。

# 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ



# 地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

年度 最低賃金額	平成 2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2	3	4	5
時間額(円)	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004
対前年度引上げ額 (円)	18	25 (**)	25	26	27	1	28	31	43 (%)
(前年度比)(%)	(2. 31)	(3. 13)	(3. 04)	(3. 07)	(3.09)	(0.11)	(3. 10)	(3. 33)	(4. 48)

- (注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

  - 2 ( )内は引上げ率 (%)を示す。 3 (※)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分 (平成28年度、令和5年度は+1円)が含まれる。

# 令和5年度地域別最低賃金額改定状況

ランク	都	道府県	名	最低賃金時間額(単位:円)	発効年月日
	東		京	1, 113	令和5年10月1日
	神	奈	Ш	1, 112	令和5年10月1日
_	大		阪	1,064	令和5年10月1日
A	埼		玉	1, 028	令和5年10月1日
	愛		知	1, 027	令和5年10月1日
	千		葉	1, 026	令和5年10月1日
	京		都	1,008	令和5年10月6日
	兵		庫	1,001	令和5年10月1日
	静		岡	984	令和5年10月1日
	三		重	973	令和5年10月1日
	広		島	970	令和5年10月1日
	滋		賀	967	令和5年10月1日
	北	海	道	960	令和5年10月1日
	栃		木	954	令和5年10月1日
	茨		城	953	令和5年10月1日
	岐		阜	950	令和5年10月1日
	富		Щ	948	令和5年10月1日
	長		野	948	令和5年10月1日
	福		岡	941	令和5年10月6日
D	Щ		梨	938	令和5年10月1日
В	奈		良	936	令和5年10月1日
	群		馬	935	令和5年10月5日
	石		Ш	933	令和5年10月8日
	岡		山	932	令和5年10月1日
	新		潟	931	令和5年10月1日
	福		井	931	令和5年10月1日
	和	歌	Щ	929	令和5年10月1日
	Щ		口	928	令和5年10月1日
	宮		城	923	令和5年10月1日
	香		Ш	918	令和5年10月1日
	島		根	904	令和5年10月6日
	福		島	900	令和5年10月1日
	愛		媛	897	令和5年10月6日
	徳		島	896	令和5年10月1日
	Щ		形	900	令和5年10月14日
	鳥		取	900	令和5年10月5日
	佐		賀	900	令和5年10月14日
	大		分	899	令和5年10月6日
	青		森	898	令和5年10月7日
	長		崎	898	令和5年10月13日
С	熊		本	898	令和5年10月8日
	秋		田	897	令和5年10月1日
	高		知	897	令和5年10月8日
	宮		崎	897	令和5年10月6日
	鹿	児	島	897	令和5年10月6日
	沖		縄	896	令和5年10月8日
	岩		手	893	令和5年10月4日

令和6年6月25日

# 中央最低賃金審議会委員名簿

#### (公益委員)

戎 野 淑 子 立正大学経済学部教授

権 丈 英 子 亜細亜大学経済学部長・教授

小 西 康 之 明治大学法学部教授

首 藤 若 菜 立教大学経済学部教授

松 浦 民 恵 法政大学キャリアデザイン学部教授

#### (労働者側委員)

池 田 智香子 全日本自動車産業労働組合総連合会中央執行委員

伊藤 彰 英 日本基幹産業労働組合連合会企画調査部部長

永 井 幸 子 UAゼンセン副書記長

仁 平 章 日本労働組合総連合会総合政策推進局長

平 野 覚 JAM労働・調査グループ長

水 崎 恵 一 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会中央執行委員

#### (使用者側委員)

大 下 英 和 日本商工会議所産業政策第二部長

佐久間 一 浩 全国中小企業団体中央会事務局次長

志賀・律・子・株式会社麻布タマヤ代表取締役

土 井 和 雄 全国商工会連合会中小企業問題研究所所長

新 田 秀 司 一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長

堀 内 麻祐子 株式会社センショー代表取締役

(注) 掲載順は、五十音順である。

# 目安に関する小委員会委員名簿

# (公益委員)

戎 野 淑 子 小 西 康 之

首藤若菜 藤村博之

# (労働者側委員)

伊藤彰英 永井幸子

仁 平 章 水 崎 恵 一

# (使用者側委員)

大 下 英 和 佐久間 一 浩

土 井 和 雄 新 田 秀 司

(注) 名簿は五十音順である。

# 令和6年度岩手地方最低賃金審議会 岩手県最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏	名	所 属 等
	近藤	信一	岩手県立大学 教授
公益代表委員	齋 藤	信之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	丸山	仁	岩手大学 教授
	佐々木	正 人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
労働者代表委員	藤本	誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会副事務局長
	山田	清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
	藤田	芳 男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事
使用者代表委員	松川	顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役
	宗 形	金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

(五十音順)

# 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画

	令和5年度 岩	手地方最低賃金審議	会開催計画			手地方最低賃金審議	会開催計画
月日	時 刻	本審及び部会別	備考	月日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等
_		_	_	5月下旬		運営小委員会 (必要であれば)	議事の公開等
6月7日(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	1日	実地視察	岩泉町、製造業	6月中旬	1日	実地視察	地域未定、業種未定
6月30日(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
_		_		_	_	_	
7月4日(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問
_	_	_	_	_	_	_	_
7月28日(金)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	13:30	②県最賃専門部会	金額審議	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	16:00	③県最賃専門部会	金額審議	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	13:30	④県最賃専門部会	金額審議 結審	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月8日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	10:00	特別小委員会	特定最賃必要性審議	9月4日(水)	13:30	特別小委員会	特定最賃必要性審議等
				9月11日(水)	10:00	特別小委員会 (予備日)	特定最賃必要性審議等
8月24日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	10月16日(水)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	9:00	<b>③鉄鋼</b>	金額審議 結審			③鉄鋼	金額審議 結審
10月12日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	9:00	③光学	金額審議 結審			③光学	金額審議結審
10月13日(金)	13:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	9:00	3電気	金額審議 結審			③電気	金額審議 結審
10月11日(水)	10:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②百貨店	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	13:30	③自動車	金額審議 結審			③百貨店	金額審議結審
_	_	_	_			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
_	_	_	_			③自動車	金額審議 結審
10月31日(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	(11月 日())	(10:00)	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	13:30	(第7回本審)	寺定最賃異議諮問、審議、採決、答明	(11月 日())	(10:00)	第7回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	15:30~	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	(1月24日(金))	(15:30)	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
3月22日(金)	9:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	(3月21日(金))	(10:00)	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)

2024年7月16日

岩 手 労 働 局 局 長 粟 村 勝 行 様 岩手地方最低賃金審議会 会 長 丸 山 仁 様

> 日本労働組合総連合会岩手県連会 長 伊藤 裕一 日本労働組合総連合会岩手県連 労働局長 山田 清秋

#### 2024年度岩手地方最低賃金の改正に関する職場決議について

標記の職場決議について以下の内容にて要請いたします。

1, 259筆

岩手地方最低賃金審議会 会 長 丸山 仁 様

# 2024年度 岩手地方最低賃金の改正に関する要請書【職場決議】

最低賃金の改善に向けご努力いただいている貴職をはじめ審議会関係者の皆様に敬意を表します。

最低賃金は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等に資する」ことを目的とされています。

この間、関係者の努力により、本県でも最低賃金の改善が図られてきましたが、政府においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策~日本経済の新たなステージにむけて~」(令和5年11月2日閣議決定)第2節を実現するとし、『「1 中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援」「(1)中堅・中小企業の賃上げの環境整備」』において、労務費の転嫁のための指針策定、最低賃金の引き上げ、およびその支援などを盛り込んでいます。さらに「賃上げ促進税制」の強化を進めるとともに、「中小企業の成長分野への挑戦・生産性向上への支援を含め、賃上げ継続と支援措置を充実する。」としている中にあって、本県の最低賃金は現在893円と過去最高の39円の引き上げとなったものの、単独で全国最下位となっています。

このことは、隣県や中央との額差拡大につながることや、子どもの貧困や教育格差、人 手不足が深刻化する中にあって人材確保をさらに厳しくしている要因になっています。

岩手県議会は、本年3月22日「早期に1,000円を目指した引き上げを行うこと」をはじめ とする「令和6年度岩手県最低賃金改正等に関する意見書」が採択され、国の関係機関お よび貴審議会並びに岩手労働局長あてに提出されています。

また、昨年は中央最低賃金審議会では、ランク制度の見直しで、4ランク制から3ランク制へ移行が決定され、地域間格差是正となりうる大きな見直しがはかられましたが、本県においては格差是正に至りませんでした。

このような状況から、今年度の岩手地方最低賃金の改正にあたり、職場決議として次の事項を強く要請いたします。

- 1. 国の「2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円となることを目指す。」との方針等を踏まえ、岩手県議会の意見書にそって、地方最低賃金の引き上げを行い、早期に1,000円を実現すること。
- 2. 令和5年度岩手地方最低賃金の改正では、単独で全国最下位となり、東北六県内で も額差が生じている。岩手地方最低賃金審議会においては、県外への人材流出を防ぐ ためにも隣県を意識しつつ、額差解消を踏まえて審議すること。
- 3. 特定(産業別)最低賃金の改正については、一部業種で据え置かれている現状があるが、これまでの産業別における経緯等を十分勘案し、受理された申し出について審議し改正すること。

2024年7月9日

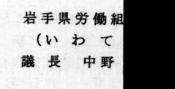
組織名 日本労働組合総連合会岩手県連

代表者

会長 伊藤裕一

2024年7月22日

岩手地方最低賃金審議会 会長 丸 山 仁 様



#### 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

1. 岩手地方最低賃金審議会の、本年度の最低賃金改正審議にあたり、岩手県労働組合連 合会(いわて労連)としての意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金審議会の最低賃金改定にかかる答申は39円引き上げの 893円となり、過去最高額の引き上げ額となりました。真摯に審議に臨まれたことに 敬意を表します。

しかし、私たちの求める「時間額1,500円以上」の実現にはほど遠い水準です。 最高額の東京との格差は時間当たり220円となり、地域間格差の解消どころか金額差 は広がっています。昨年は地域間格差の改善が注目され、全国の地方最低賃金審議会の 多くが中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る答申を行った中において、岩手は目 安額通りの答申となり、全国で単独最下位となってしまいました。岩手の若者が地元に 定着して働き続けるためにも、最低賃金の大幅な改善と都市と地方の格差是正は待った なしの課題です。今年の最低賃金審議にあたり、以下とおり意見を述べます。

2. この間の急速な円安と物価高騰は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打 撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。 そうしたことも背景に、2024年の春闘では大企業を中心に5%を超える賃上げとな りました。しかしそれでも、物価の上昇率には追いつかず、実質賃金は連続してマイナ スを続けています(24年5月現在26ヵ月連続マイナス)。

いま、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回 復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要がありま す。とりわけ医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善 は行われていません。最低賃金の改善による賃金の底上げが急務です。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると 言えません。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大 幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」(最低賃 金法第1条)に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

3. 現在の岩手の地域別最低賃金893円では、ひと月173. 8時間 (一ヵ月の平均法 定労働時間)働いたとすれば15万5,203円(端数四捨五入)です。ここから、税 金や社会保険料等が控除されますので、手取りは12~13万円程にしかなりません。 年額では186万2,441円にしかならず、年収200万円以下のいわゆるワーキン

グプア (働く貧困層)を容認することとなります。労働基準法第1条で「労働条件は、 人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されて いますが、この最低賃金では人間らしい健康で文化的な生活ができるとはとても言えま せん。

いまや雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。

4. 地域間格差の解消も大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,113円です。10年前の東京と岩手の格差は時間あたり204円でしたが、現状は220円に広がっています。東京で働く労働者よりも2割も低い最低賃金となっています。

中央最低賃金審議会は昨年、最低賃金の目安ランクをA・B・Cの3ランクに再編しました。地域間格差の是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価できます。しかし金額の高い地方は高く、低い地方は低いままになる構図に変化はありません。地域別最低賃金は官民間わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部への労働者の流出を招いています。最低賃金の低い地方で人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出を防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題です。

5. 全国労働組合総連合(全労連)と地方組織が全国各地で「最低生計費試算調査」を行っています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低く済みます。岩手県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便などの事情で自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費(「交通費」)が高くなります。地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな地域間格差が出ていないのが特徴です。

この調査では、全国各地で25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、実態に近い月150時間の労働時間で換算すると、時給1500円以上必要との結果が出されています。いわて労連をはじめ、東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の部か高等と2019年の消費税増税等を加味して再計算をしました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料含めて月額25万8千円必要で、2016年当時よりも12.8%上昇して

いることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,484円、150時間(1800時間)だと1,720円となります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けています。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査結果が同じような水準となっていることは、最低賃金の地域間格差の解消が必要であることを裏付けるものとなっています。私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円以上への展望をもって運動を続けていますが、生計費試算調査結果からみて、現実的な水準であると考えます。

6. 最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しか し、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移し ています。

労働運動総合研究所(労働総研)の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興の上でも重要です。また、いわて労連が、公表されている各種統計と、岩手県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました(22年5月時点)。その結果、岩手県では時間給1500円未満の労働者は56%で、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が2,077億円増加し、家計消費支出は1,397億円増加。税収は166億円(国税103億円、地方税63億円)増加します。その結果、雇用誘発が9,114人となっています。最低賃金の引き上げは経済振興にもつながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税による悪影響を受け、コロナ禍とこの間の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上げがそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態に長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

7. 岩手県は、時給換算で50円以上の賃上げをした企業に対し、従業員1人あたり5万円を支給する「物価高騰対策賃上げ支援金」制度を創設しました。物価の上昇ペースに賃金の上昇が追いついていない県内の中小企業が多いことから、賃上げ支援の必要があるとして、昨年12月、支援のための21億円を盛り込んだ補正予算を組みました。補正予算には全会派が賛成しています。

物価高騰を上回る中小企業の賃上げが切実な課題となっており、岩手県が時給50円以上の賃上げに1人5万円、上限100万円の直接支援を実施したことは高く評価できます。3月25日現在で1,250件、8,871人分が申請されており、20人以下の事業者の申請が64%を占めており、小規模企業に歓迎されています。5月29日には達増拓也・岩手県知事が最低賃金の改善を岩手労働局長や岩手地方最低賃金審議会長に直接要望したところです。

4月には日本弁護士会連合会が「最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を 求める会長声明」を出しました。岩手弁護士会も「最低賃金の引き上げと全国一律最低 賃金制度の実施を求める会長声明」を発表しています。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進 めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、岩手地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと 地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効 性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2024年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、 下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,500円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること。
- 2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。

3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営 支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2024年7月22日

岩手地方最低賃金審議会 会長 丸 山 仁 様

> いわて非正規雇用労働者センタ 代 表 阿部 恵

#### 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

1. 岩手地方最低賃金審議会の、本年度の最低賃金改正審議にあたり、いわて非正規雇用 労働者センター(いわて非正規センター)としての意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金審議会の最低賃金改定にかかる答申は39円引き上げの893円となり、過去最高額の引き上げ額となりました。真摯に審議に臨まれたことに敬意を表します。

しかし、私たちの求める「時間額1,500円以上」の実現にはほど遠い水準です。 最高額の東京との格差は時間当たり220円となり、地域間格差の解消どころか金額差 は広がっています。昨年は地域間格差の改善が注目され、全国の地方最低賃金審議会の 多くが中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る答申を行った中において、岩手は目 安額通りの答申となり、全国で単独最下位となってしまいました。岩手の若者が地元に 定着して働き続けるためにも、最低賃金の大幅な改善と都市と地方の格差是正は待った なしの課題です。今年の最低賃金審議にあたり、以下とおり意見を述べます。

2. この間の急速な円安と物価高騰は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。そうしたことも背景に、2024年の春闘では大企業を中心に5%を超える賃上げとなりました。しかしそれでも、物価の上昇率には追いつかず、実賃賃金は連続してマイナスを続けています(24年5月現在26ヵ月連続マイナス)。

いま、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。とりわけ医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最低賃金の改善による賃金の底上げが急務です。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えません。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」(最低賃金法第1条)に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

3. 現在の岩手の地域別最低賃金893円では、ひと月173. 8時間 (一ヵ月の平均法 定労働時間) 働いたとすれば15万5, 203円 (端数四捨五入) です。ここから、税 金や社会保険料等が控除されますので、手取りは12~13万円程にしかなりません。 年額では186万2, 441円にしかならず、年収200万円以下のいわゆるワーキングプア (働く貧困層) を容認することとなります。労働基準法第1条で「労働条件は、

人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この最低賃金では人間らしい健康で文化的な生活ができるとはとても言えません。

いまや雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。

4. 地域間格差の解消も大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,113円です。10年前の東京と岩手の格差は時間あたり204円でしたが、現状は220円に広がっています。東京で働く労働者よりも2割も低い最低賃金となっています。

中央最低賃金審議会は昨年、最低賃金の目安ランクをA・B・Cの3ランクに再編しました。地域間格差の是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価できます。しかし金額の高い地方は高く、低い地方は低いままになる構図に変化はありません。地域別最低賃金は官民間わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部への労働者の流出を招いています。最低賃金の低い地方で人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出を防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題です。

5.全国労働組合総連合(全労連)と地方組織が全国各地で「最低生計費試算調査」を行っています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低く済みます。岩手県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便などの事情で自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費(「交通費」)が高くなります。地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな地域間格差が出ていないのが特徴です。

この調査では、全国各地で25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、実態に近い月150時間の労働時間で換算すると、時給1500円以上必要との結果が出されています。いわて労連をはじめ、東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の部か高等と2019年の消費税増税等を加味して再計算をしました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料含めて月額25万8千円必要で、2016年当時よりも12.8%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,484円、15

0時間(1800時間)だと1,720円となります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けています。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査結果が同じような水準となっていることは、最低賃金の地域間格差の解消が必要であることを裏付けるものとなっています。私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円以上への展望をもって運動を続けていますが、生計費試算調査結果からみて、現実的な水準であると考えます。

6. 最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しか し、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移し ています。

労働運動総合研究所(労働総研)の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興の上でも重要です。また、いわて労連が、公表されている各種統計と、岩手県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました(22年5月時点)。その結果、岩手県では時間給1500円未満の労働者は56%で、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が2,077億円増加し、家計消費支出は1,397億円増加。税収は166億円(国税103億円、地方税63億円)増加します。その結果、雇用誘発が9,114人となっています。最低賃金の引き上げは経済振興にもつながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税による悪影響を受け、コロナ禍とこの間の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上げがそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態に長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

7. 岩手県は、時給換算で50円以上の賃上げをした企業に対し、従業員1人あたり5万円を支給する「物価高騰対策賃上げ支援金」制度を創設しました。物価の上昇ペースに賃金の上昇が追いついていない県内の中小企業が多いことから、賃上げ支援の必要があるとして、昨年12月、支援のための21億円を盛り込んだ補正予算を組みました。補正予算には全会派が賛成しています。

物価高騰を上回る中小企業の賃上げが切実な課題となっており、岩手県が時給50円

以上の賃上げに1人5万円、上限100万円の直接支援を実施したことは高く評価できます。3月25日現在で1,250件、8,871人分が申請されており、20人以下の事業者の申請が64%を占めており、小規模企業に歓迎されています。5月29日には達増拓也・岩手県知事が最低賃金の改善を岩手労働局長や岩手地方最低賃金審議会長に直接要望したところです。

4月には日本弁護士会連合会が「最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を 求める会長声明」を出しました。岩手弁護士会も「最低賃金の引き上げと全国一律最低 賃金制度の実施を求める会長声明」を発表しています。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進 めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、岩手地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと 地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効 性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2024年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、 下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,500円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること。
- 2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。

3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

2024年7月22日

岩手地方最低賃金審議会 会長 丸 山 仁 様

> 岩手県地域労 執行委員会長 新田

### 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

1. 岩手地方最低賃金審議会の、本年度の最低賃金改正審議にあたり、いわて非正規雇用 労働者センター (いわて非正規センター) としての意見を申し上げます。

昨年の岩手地方最低賃金審議会の最低賃金改定にかかる答申は39円引き上げの893円となり、過去最高額の引き上げ額となりました。真摯に審議に臨まれたことに敬意を表します。

しかし、私たちの求める「時間額1,500円以上」の実現にはほど遠い水準です。 最高額の東京との格差は時間当たり220円となり、地域間格差の解消どころか金額差 は広がっています。昨年は地域間格差の改善が注目され、全国の地方最低賃金審議会の 多くが中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る答申を行った中において、岩手は目 安額通りの答申となり、全国で単独最下位となってしまいました。岩手の若者が地元に 定着して働き続けるためにも、最低賃金の大幅な改善と都市と地方の格差是正は待った なしの課題です。今年の最低賃金審議にあたり、以下とおり意見を述べます。

2. この間の急速な円安と物価高騰は、中小企業・小規模零細企業を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、くらし、経済の悪化が進行しています。そうしたことも背景に、2024年の春闘では大企業を中心に5%を超える賃上げとなりました。しかしそれでも、物価の上昇率には追いつかず、実賃賃金は連続してマイナスを続けています(24年5月現在26ヵ月連続マイナス)。

いま、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。とりわけ医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最低賃金の改善による賃金の底上げが急務です。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えません。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」(最低賃金法第1条)に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

3. 現在の岩手の地域別最低賃金893円では、ひと月173.8時間(一ヵ月の平均法定労働時間)働いたとすれば15万5,203円(端数四捨五入)です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは12~13万円程にしかなりません。年額では186万2,441円にしかならず、年収200万円以下のいわゆるワーキングプア(働く貧困層)を容認することとなります。労働基準法第1条で「労働条件は、

人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この最低賃金では人間らしい健康で文化的な生活ができるとはとても言えません。

いまや雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。

4. 地域間格差の解消も大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額1,113円です。10年前の東京と岩手の格差は時間あたり204円でしたが、現状は220円に広がっています。東京で働く労働者よりも2割も低い最低賃金となっています。

中央最低賃金審議会は昨年、最低賃金の目安ランクをA・B・Cの3ランクに再編しました。地域間格差の是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価できます。しかし金額の高い地方は高く、低い地方は低いままになる構図に変化はありません。地域別最低賃金は官民間わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部への労働者の流出を招いています。最低賃金の低い地方で人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出を防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題です。

5.全国労働組合総連合(全労連)と地方組織が全国各地で「最低生計費試算調査」を行っています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低く済みます。岩手県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便などの事情で自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費(「交通費」)が高くなります。地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな地域間格差が出ていないのが特徴です。

この調査では、全国各地で25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、実態に近い月150時間の労働時間で換算すると、時給1500円以上必要との結果が出されています。いわて労連をはじめ、東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の部か高等と2019年の消費税増税等を加味して再計算をしました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料含めて月額25万8千円必要で、2016年当時よりも12.8%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,484円、15

0時間(1800時間)だと1,720円となります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けています。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査結果が同じような水準となっていることは、最低賃金の地域間格差の解消が必要であることを裏付けるものとなっています。私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円以上への展望をもって運動を続けていますが、生計費試算調査結果からみて、現実的な水準であると考えます。

6. 最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しか し、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移し ています。

労働運動総合研究所(労働総研)の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興の上でも重要です。また、いわて労連が、公表されている各種統計と、岩手県が公開している産業連関表を用いて最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効果を算出しました(22年5月時点)。その結果、岩手県では時間給1500円未満の労働者は56%で、その方々の賃金を1500円に引き上げた場合、賃金総額が2,077億円増加し、家計消費支出は1,397億円増加。税収は166億円(国税103億円、地方税63億円)増加します。その結果、雇用誘発が9,114人となっています。最低賃金の引き上げは経済振興にもつながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税による悪影響を受け、コロナ禍とこの間の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上げがそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態に長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

7. 岩手県は、時給換算で50円以上の賃上げをした企業に対し、従業員1人あたり5万円を支給する「物価高騰対策賃上げ支援金」制度を創設しました。物価の上昇ペースに賃金の上昇が追いついていない県内の中小企業が多いことから、賃上げ支援の必要があるとして、昨年12月、支援のための21億円を盛り込んだ補正予算を組みました。補正予算には全会派が賛成しています。

物価高騰を上回る中小企業の賃上げが切実な課題となっており、岩手県が時給50円

以上の賃上げに1人5万円、上限100万円の直接支援を実施したことは高く評価できます。3月25日現在で1,250件、8,871人分が申請されており、20人以下の事業者の申請が64%を占めており、小規模企業に歓迎されています。5月29日には達増拓也・岩手県知事が最低賃金の改善を岩手労働局長や岩手地方最低賃金審議会長に直接要望したところです。

4月には日本弁護士会連合会が「最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を 求める会長声明」を出しました。岩手弁護士会も「最低賃金の引き上げと全国一律最低 賃金制度の実施を求める会長声明」を発表しています。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進 めることは社会的要請となっています。

今年の最低賃金の改定に向けて、岩手地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと 地域間格差の解消を求める答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効 性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。

つきましては、2024年の地域別最低賃金の改定にあたり、以上の事情を踏まえ、 下記の事項が実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,500円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること。
- 2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
- 3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営 支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

\$P\$ 1. 美国的政治 经一种成本的 建铁金属 数字数 黑水 机过度 表示 (C. 18. 1

2024年7月22日

岩手地方最低賃金審議会 会長 丸 山 仁 様

> いわて生協労働組 執行委員長 高橋

#### 岩手地方最低賃金の改正審議にあたっての意見書

#### 1. はじめに

岩手地方最低賃金審議会が、本年度の最低賃金改正の審議にあたり、 いわて生協労働組合としての意見を申し上げます。

昨年、岩手県の最低賃金は時間額で39円引き上がり、893円となりました。過去最高の引き上げ額となりました。貴審議会はじめ、関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

しかしそれでも、私たちの求める「時間額1,500円以上」の実現にはほど遠い水準です。最高額の東京との格差は220円であり、地域間格差の解消には至っていません。昨年は全国の地方最低賃金審議会の多くが目安額を上回る答申を行った中において、岩手は目安額通りの答申となり、全国単独最下位となってしまいました。岩手の若者が地元に定着し働き続けるためにも、都市と地方の賃金水準の格差是正は待ったなしの課題です。

政府は「2030年代半ばまでに全国加重平均 1500円」の政府目標を掲げましたが、「賃金の低廉な労働者」の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに 1500 円に引き上げていく事が求められます。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかなくてはならないと考えます。

今年度の審議にあたりましても、最低賃金がどうあるべきなのかを真 摯にご検討いただき、大幅な引き上げを実現し、「労働者の生活の安定」 (最低賃金法第1条)に資する水準に引き上がるよう、精力的に審議を 行ってくださるようお願い申し上げます。

2.物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2024年の春闘は大企業を中心に 5%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は 26 か月連続減少 (2024年 5 月末) となっており、物価高に賃上げが追い付いていない状況にあります。しかも、この先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

岩手県の地域別最低賃金は一時間当たり893円です。ひと月173.8時

間(一ヵ月の平均法定労働時間)働いたとすれば155,203円(端数四捨五入)です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかなりません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

いわて生協では現在 2,102 名の職員が在籍していますが、そのうちの 71.7% の 1,507 名が時給制で雇用されています。

いま、燃料及び原材料の高騰、諸物価高騰の下で、国民生活をまもり、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

いわて生協では、今年の春闘においてパート職員の基本時給をそれまでの時 給から 20 円引上げ 940 円としましたが、この間の物価高騰などにより賃上げし ても暮らしが楽になった実感はありません。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えません。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」(最低賃金法第1条)に資する水準に引き上げていただきたいと考えます。

# 3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,113 円です。岩手は 893 円ですので、格差は時間額 220 円です。東京で働く労働者よりも 2 割以上も低い賃金は、岩手で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

いわて生協では、人手不足が解消されず、この間賃上げや労働条件の改善をすすめていますが、そうした改善をすすめてもなお、いわて生協の店舗の欠員

は97名(4時間換算)にもなります。限られた労働力の奪い合いになり、特に内陸・県南の人手不足は深刻です。中央最低賃金審議会は昨年、最賃の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。いわて労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間(年1800時間)だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

# 4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。 しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することな く推移しています。

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。 しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することな く推移しています。

また、労働運動総合研究所(労働総研)の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興の上でも重要です。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税10%増税とインボイスによる悪影響を受け、コロナ禍とこの間の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上げがそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の

強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

岩手県は、時給50円以上の賃上げをした中小企業に対し、従業員1人あたり5万円を支給する「物価高騰対策賃上げ支援金」制度を創設しました。物価の上昇ペースに賃金の上昇が追いついていない県内の中小企業が多いことから、賃上げ支援の必要があるとして、昨年12月、支援のための21億円を盛り込んだ補正予算を組みました。補正予算には全会派が賛成しています。

物価高騰を上回る中小企業の賃上げが切実な課題となっており、岩手県が時給50円以上の賃上げに1人5万円、上限100万円の直接支援を実施したことは高く評価できます。3月25日現在で1250件、8871人分が申請されており、20人以下の事業者の申請が64%を占めており、小規模企業に歓迎されています。

4月には日本弁護士会連合会が「最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差 の是正を求める会長声明」を出しました。岩手弁護士会も「最低賃金の引き上 げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表しています。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を 一体で進めることは社会的要請となっています。こうしたことについても、審 議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考 えます。

#### 5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

いわて生協労働組合では今年は岩手県の最賃が全国単独最下位となり、このまま黙っていられないと毎年恒例の"最賃体験"に23名という多くの職員が参加してくれました。「贅沢な生活をしているわけではないが、最近は物価高騰の影響で食費、光熱費が増えている。家計の赤字部分はダブルワークをして補わなければならない。最賃が大幅に上がってほしい」「家計簿を集計して改めてこんなに出費していることに驚きました。チラシを見て買ったり、嗜好品を我慢して節約をしましたがこの物価高騰ではお金がかかりすぎます。早期に最賃1500円を願います」「毎日使う電気、ガス水道も値上がりしてやりくりが大変でした。老後の事も心配です」等の感想がよせられました。といった声が出されています。

現行の最賃額が低すぎる、切実な要求として今すぐ 1,000円以上に、そして 1200円・1500円を展望し、最賃は全国一律でという要求が大きく強い事を改めて実感する結果となっています。

全国労働組合総連合は最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度の実現を 目指していますが、

国会議員の賛同が衆議院・参議院で123人に及んでいます。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を 一体で進めることは社会的要請となっています。

以上の最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、岩手地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める

答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援 策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上 げます。

記

- 1. 最低賃金をすべての地域で早期に時間額1,500円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること。
- 2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。
- 3. 最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。

以上

# 参考人意見書 (労働者用)

令和 6 年 7 月 18 日

事業場又は団体名	団体名 岩手県交通労働組合
争未物入は団体石	事業場 岩手県交通(株)松園営業所
	労組本部 岩手県盛岡市紺屋町2番9号
所 在 地	盛岡市勤労福祉会館 4 階
	事業場 岩手県盛岡市三ツ割字大平 1-1
職種 又は 役職名	役職なし
現作 人は 1又取行	職 種 運行管理者
ふ り が な	とめば かずき
氏 名	留場 和樹
性 別:年齢	男 : 満 36 歳

# 岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

#### 1 意見の主旨

厚労省岩手労働局が発表した「令和6年度岩手県の賃金統計」によると、 岩手県内労働者の所定内給与額は全国と比較しても低位に位置しています。 岩手県民の生活をより豊かにするため、岩手県民の県内就労意欲を上昇させ るため、最低賃金を少しでも多く引き上げることを望みます。

#### 2 生計費の状況について

家族は、妻と子供 4 人の計 5 人です。令和 6 年 6 月は、家賃 32,000 円、食費約 75,000 円、日用品費約 15,000 円、光熱費約 24,000 円、育児費(幼稚園など)30,000 円、ガソリンなど交通費約 18,000 円、電話代や通信料など約 15,000 円、その他 30,000 円、支出総額は約 239,000 円で、余剰(貯蓄)は 0 円となりました。

#### 3 賃金について

(1)賃金の現状について(令和6年6月分)

令和6年6月は、基本給185,000円、諸手当115,000円、総額300,000円、可処分所得は231,000円(世帯収入)です。

- (2) 所属している事業場(同業界)又は岩手県内の賃金動向について
  - ①組合員平均の所定内賃金について、組合本部によると令和 6 年 1 月時点の平均所定内賃金は 191,853 円とのこと。厚労省岩手労働局が発表した「令和 6 年度岩手県の賃金統計(男性労働者の都道府県別現金給与等所定

内給与額)」と比較すると、約4万円下回っている状況。 ②毎月の賃金は、令和6年4月分より5,500円引き上げられました。

(3) 望まれる賃金額(月額、日額または時間額) について 「毎月+4~5万円」

物価上昇分は、賃上げで一定の相殺ができていると仮定しても、今後の 就学費用や、大きな支出への対策といった貯金や、新 NISA など将来の準 備を考慮すると、最低でも+4~5 万円の所得が望ましいと思います。

4 賃金支払能力について

(上記の「望まれる賃金額」を支払う側(所属事業場又は岩手県内の事業場) の景況や収益状況等を記載してください。)

- (1) 組合本部情報によると、輸送人員および営業収入はコロナ禍から回復 していますが、コロナ前には戻りません。このことは、現場においても 実感しています。背景には、利用客の移動手段が変わったことと、相次 ぐバス減便が考えられます。
- (2) 会社は、厳しい景況に加え、コロナ禍を乗り切るための新たな借入金 の返済もあるようですが、回復基調を期待値に、バス運転士確保をはじ め従業員の賃金改善を進めています。
- 5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素 について

岩手県は、令和5年度地域別最低賃金において全国最下位となりました。岩 手県内の労働者のため、岩手県民の県内就労意欲を上昇させるため、早期の最 下位脱出をはじめ、近隣他県以上の最低賃金になることを望みます。

- 6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について
- (1) 最低でも地域別最低賃金全国最下位からの脱出を望むとともに、近隣 他県以上の最低賃金を望みます。
- (2) 多くの産業で労働者が不足しています。路線バス便数維持のため OB も時給で協力してくれます。岩手県内高齢者の方々も快く働けるように、賃金水準を上げることを望みます。

# 参考人意見書 (労働者用)

令和 6 年 7月 17日

4.	17.11. 2 1. 17. 3.
事業場又は団体名	イオンスーパーセンター金ケ崎店
所 在 地	岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ケ尻荒巻 165
職種 又は 役職名	総務
ふりがな 氏 名	山﨑 由里江
性 別:年齢	男 : 女 満 50 歳

# 岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

#### 1 意見の主旨

今年、春の賃金交渉によって時給が 54 円引きあがったが、給与が増える分、 社会保険料や税金などの控除される金額が増える上に、商品の値上げや水道光 熱費が引きあがっていて支出が増えているため実際に生活にゆとりが出たとい う実感がない。現状でも貯蓄へ回す余裕がなく、今後自身の病気や親の介護など 突発的に支出が必要となった時や将来のことを考えると不安が大きい。

岩手県の最低賃金は 893 円であり、そのような水準では自身の収入だけで安 定した生活を送ることが難しいため、最低賃金の引上げを望む。

#### 2 生計費の状況について

・家賃(アパートー人暮らし): 45 千円 ・水道光熱費: 13 千円

・食費:15~25 千円(内実家への食費フォロー8~10 千円)

・保険代:15 千円 ・日用品:3~5 千円

・ガソリン代(会社支給6千円):4~5千円負担

・その他雑費:20千円

通常月間支出計 115~128 千円

#### 3 賃金について

(1) 賃金の現状について

・基本給:1021円 夕方加給:200円 日曜・祝日加給:50円

・月平均:155時間(内平均5時間残業) 手取り平均130千円程度

(2) 所属している事業場(同業界)又は岩手県内の賃金動向について



- ·5月度から54円時給UP (0.5%程度の引上げ)
- ・時給 UP も所得が上がれば、税金も上がり、手取りが大きく上がった 感はない
- (3) 望まれる賃金額(月額、日額または時間額)について
  - ・時給 1270 円 190 千円 手取り 160 千円

その理由(生計費の状況と照らしながら記載してください。)

・上がり続ける食費支出。ボーナスも出るのはありがたいが正直貯蓄 に回せるほどではなく、生活費に消えていく。

その分、月の給料で確実に貯蓄していきたい。

(突発的な病気・事故・家賃更新代・アパート保険更新・車検代など)

#### 4 賃金支払能力について

(上記の「望まれる賃金額」を支払う側(所属事業場又は岩手県内の事業場) の景況や収益状況等を記載してください。)

- ・昨年は売上が好調だったが、コロナ規制が緩和し客足が戻ってきたこと、 物価上昇で単純に買上げ単価が一時的に上がったことが要因と考えてい る。
- ・売り場主任を担当する職位(資格)の社員の数が減り、時間給社員で売場を回したことで店舗の人件費が抑えられたのもあり、昨年度はなんとか黒字をキープした。しかし、時間給社員の負担が増えることで離職率が上がり人手不足が続いている。時間給社員にとっては、社員と同等に働いても同等の対価には至っていない。
- ・今年は売り上げが低迷している。人手不足により、現場発信での品揃えや売り場展開ができなくなっている。
- 5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素に ついて
  - ・特定最賃:百貨店・総合スーパー → 800円(据置のため最低賃金 893円) 特定最賃:各種商品小売業 → 767円(据置のため最低賃金 893円) 他の業種より 56~52円安い
    - → 他の業種に比べ単純業務というわけではなく、カスタマーハラスメント等もあることから、地域別最低賃金以上の特定最賃の設定が必要。
  - ·地域別最低賃金

東京 1113 円 200 円の差 宮城 923 円 30 円の差 全国平均 1004 円

家賃は別としても(選別次第)、商品物価は大きな差はないのに、これだけ 差が出るのはいかがなものか。逆に交通手段は車がないと暮らせない、車

の維持費を考えれば岩手は低い。同様の仕事をする正社員との賃金格差の縮小、同一価値労働同一賃金とするためにも引き上げが必要。

- 6 その他、岩手県最低賃金の改正決定に当たっての意見、要望について
  - ・物価上昇は世界情勢や気候が安定しなければ、今後も続く。
  - ・このまま物価上昇が続けば、買い控え・支出を抑えるため店の売上は伸び ず厳しい現状を抜け出せない。最低賃金とともに世の中の水準を上げ、消 費が上手く回っていかないと従業員の生活の安全が保てない。
  - ・高齢化社会で若者が少ないがゆえ年金も当てにならない、働ける今に生活も心にも少しはゆとりが持て、少々の貯蓄ができるような暮らしを望む。

以上

# 参考人意見書 (労働者用)

令和 6年 7月 22日

事業場又は団体名	岩手医科大学教職員組合			
所 在 地	岩手県紫波郡矢巾町医大通 1-1-1			
職種 又は 役職名	中央執行委員			
<ul><li>ふりがな</li><li>氏</li><li>名</li></ul>	田村 巧			
性 別:年齢	男 : 女 満 47歳			

# 岩手県最低賃金の改正決定について意見を申し述べます。

#### 1 意見の主旨

2024 年度の岩手県最低賃金改定において、現在、全国最低水準の賃金で働く 岩手の労働者が、自身の生活や健康そして将来に不安を抱かずに働き続けられ るよう、賃金決定の礎である最低賃金の大幅引き上げを求めます。

2023 年度、岩手県最低賃金は893 円に決定され、とうとう全国最下位の最低賃金になりました。東京都の最低賃金1,113 円との差は220 円も開いており、地方間の賃金格差は改善されていません。この数年間全労連が全国で行ってきた最低生計費試算調査でも、全国どこで暮らしても必要な生計費は変わらず、1500 円以上必要だという事がわかっています。2016 年に我々が調査した盛岡市の最低生計費試算調査でも、時給1,524 円必要という結果が出ています。

加えて、電気ガス水道など公共料金値上げや急激な物価高騰による生活苦、経済成長とは言うが実質賃金は上昇を伴っておらず、もともと低賃金で働く岩手の労働者には死活問題です。

岩手県知事にも就いていた増田寛也氏による、俗にいう「増田レポート」で図表化され、消滅する可能性が有る自治体を多数抱える岩手県ですが、若年層が住み続けたいと思える魅力ある賃金労働条件や子どもを産み育て安心して年齢を重ねる人生を送るにふさわしい労働・医療・保育・福祉などの仕組み作りが岩手には必須です。口先や見た目だけの良さげに見えるパフォーマンス宣伝のためにお金をかけるのではなく、中身を伴わせ、若年層にとって有益な変化として実感できるよう経営者と行政が真剣に取り組まないならば、岩手は若年層から選ばれなくなり増田氏が言う通り岩手の市町村の多くは消滅しかねないと私は思います。解決のための一丁目一番地は労働者の賃金改善、そのために最低賃金の

大幅改定だと考えます。

#### 2 生計費の状況について

岩手医科大学における新入職員(看護職・短大卒)の理論としての給料は、 基本給 21 万程に、通勤手当・住居手当(家賃の半額ただし上限¥27,000)・夜 勤手当・扶養手当・寒冷地手当(11月~3月、¥7,360)などが加算されます。

矢巾町や盛岡市向中野地区や旧都南地区など通勤に便利な地域は盛岡市中 心部同等またはそれ以上に地価・賃貸の家賃とも高騰し、若年層が安心して住 めるアパートとなると家賃は少なくとも7~8万円は必要です。それだけで税・ 社会保険料などが引かれる前の給料の1/3が無くなります。夜勤も有り、バ ス通勤しようにも岩手は都会のように公共交通は発達していません。不規則労 働ということも有り新入職員のうちから車を持ちたくなります。当組合には新 入職員が車のローンを組むための相談に来ます。ローン返済や維持費もかかり ますが、さらに岩手医大は車通勤をするために駐車場代を自腹で支払わねばな りません。また、仮に公共交通で通勤した場合、試行長日勤(8時30分出勤 ~21時30分退勤)の退勤時、路線バスはもう無いですから、支給されるタク シーチケット(最高で2,000円分)で帰宅します。しかし、深夜割増運賃のタ クシーは 2,000 円ではわずか 3 km しか乗車できませんから、多くの場合で超 過した運賃は自腹を切ります。仮に盛岡市内中心部から通勤したとして 10~ 13 km、疲労度合いや夜間の不審者・冬季の寒さやスリップ・転倒の危険など を考えると徒歩での通勤は現実的ではないのは人間の心が通っている方なら ばご存じのとおりです。給与として支払われたのに働くために買わなければな らない物を購入したり、大学側に支払う費用も発生し、結局、給料全てを自身 の生活に使うことは出来ません。

#### 3 賃金について

#### (1) 賃金の現状について

そもそも岩手医大の教員を除いた医療職の給料は、県職員の給料表を準用していますので、岩手県の賃金の底上げがなされなければ給料表はそのままです。つまり、最低賃金またはそれに近い労働者にも、給料表が有る労働者にも、最低賃金の底上げは重要な意味を持ちます。

また、医療の職場で働く職員の中にも非正規で働く職員も少なくありませんが、その多くが最低賃金は上回っているものの 1,000 円前後の時給で働いています。したがって最低賃金が上がり、県職員の給料表が改定されれば非正規で働く職員の賃金に直結します。最低賃金を大きく引き上げ、医療職員全体の処遇を改善することが必要です。

(2) 所属している事業場 (同業界) または岩手県内の賃金動向について

保険診療における医療収入は保険点数で決まっているため、必要以上に利益をあげることは出来ない上に材料コストを点数に加算することすら出来ません。しわ寄せは労働者の待遇悪化や賃金低下に降りかかります。

(3) 望まれる賃金額(月額、日額または時間額)について 最低賃金は今すぐ 1,000 円に改定し、将来的に 1,500 円に引き上げるべ きです。

その理由(生計費の状況と照らしながら記載してください。)

岩手で働く人の賃金など待遇が都市部に比べ低い状況です。しかし生活するのに必要なコストは都市部と変わらないか、むしろ冬季の暖房のための電気ガス代や衣服・交通などのために多くかかる時季も有るでしょう。都市部であれば公共交通インフラも充分ですからそのコストは低減できるため、岩手の労働者の最低賃金が低くても良いという考え方は出来ません。

#### 4 賃金支払能力について

(上記の「望まれる賃金額」を支払う側(所属事業場又は岩手県内の事業場) の景況や収益状況等を記載してください。)

医科系私立大学は少子高齢化による学生数の減少などにより経営困難な大学が増加しています。岩手医大においては、さらに 2019 年に機能の大部分を矢巾町に移転し、その際の費用、オリンピック・コロナ・ウクライナ情勢による物価高騰・光熱水費の高騰が日常の事業運営や職員の賃上げ交渉の足かせになっています。大学側はベースアップ評価料算定をしていますが、国がいつまで算定できるようにするのか不明瞭なため、本来の趣旨なら給料表でベースアップをすべき所、職員に手当で支給対応しています。ベースアップ評価料を算定している他の医療機関も多くが同様の対応の様です。本来ベースアップという趣旨で考えるならば、国がベースアップ評価料を今後も保障する側にたって、かつ給料表自体が改定され、労働者に支払われるよう制度設計しなければならないと考えます。

岩手医大の臨時職員においては、行政からの補助金で雇用されている職員もいて、来年度も継続雇用されるか否かハラハラしながら低賃金で働いている職員もいます。また、岩手県や北東北における高度医療の中枢を担う岩手医大の職員が安心して働けるよう行政もしっかりした補助などをすべきと考えます。

5 その他、岩手県最低賃金の改正決定について、考慮すべきだと考える要素に ついて

医療業界も然りですが、コロナの再拡大や物価高騰で苦しんでいる業種は

多いと考えます。また、そのしわ寄せは労働者の賃金労働条件に跳ね返ります。その反映もあり、医師・看護師をはじめ、どの医療機関でも人手不足は深刻さを増しています。介護や保育などで働く労働者も、賃金の高い県外の職場を選択していきます。その論をすると「経営側も大変だ」という話になります。しかし、私たち労働者の生活苦は待ったなしです。いままで脈々と抜本的な対策を取ってこなかったツケが岩手で起きています。同一労働をしていて賃金において都市部と岩手で差が生じる合理的理由は有りません。特にも中小企業経営者が「経営者も大変だ」と言うのなら、なぜ国や行政に中小企業支援を求めないのか?そして国や行政は中小企業支援をやらないのか?と思います。岩手の労働者が安心して暮らす為の本気を、最賃審議会は出すべきです。もしそれでも低い最低賃金を維持するのであれば、どのように生活すれば最低賃金で人たるに値する、健康で文化的な生活をすることが出来るのか、最賃審議会の方々も最低賃金で生活して県民へ「お示し」ください。

6 その他、岩手県最低賃金の改正決定にあたっての意見・要望について 最低賃金は全国一律を求めますが、少なくとも今回は、「全国最低の最低賃 金が岩手でした」という結果にならないよう、審議して、結果を出されるよう 要望します。

令和6年8月1日

岩手地方最低賃金審議会 会 長 丸 山 仁 様

一般社団法人 岩手県タクシー協会

会 長 川 崎 利

労務委員長 國 枝 康



岩手県最低賃金額の改定に当たっての意見提出について

謹啓 平素はタクシー事業の運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼 申し上げます。

さて、先日の中央最低賃金審議会で令和6年度の最低賃金額改定の目安については、 引き上げ額の目安として50円が示され、金額については、地方審議会の自主性を発揮 されることを期待されているところです。

タクシー事業については、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの 急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り受けた融資金の返済や、 猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっています。

特に、県内のタクシー事業者は中小零細事業者であり、国の「雇用調整助成金」や岩手県の「タクシー事業者運行支援交付金」等を最大限活用しながら乗務員の雇用を継続し、地方創世の担い手として、鉄道・バスでは対応できない地域の「ラストワンマイル」の公共交通機関として、日夜必死に努力を続けておりますが、未だ労働条件が十分に改善されるまでには至っておらず、タクシー事業者を取り巻く環境は依然にも増して、大変厳しい状況が続いております。

もとより、賃金の引上げが実現され、経済が成長するとともに、国民生活がより豊かになることは国民が均しく願うところであり、タクシー業界におきましても強く願望するものでありますが、賃金の引上げは生産性が向上して初めて可能なものであり、決して先行するものではないと考えております。

また、中央審議会では、消費者物価の上昇、賃金上昇率が昨年を上回る水準となっているとしつつも、 一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、物価高による倒産も増加しており、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力は厳しいと認識しているところです。

岩手県においては、現在、全国最低の金額となっており、他県との比較の中で厳しい 環境と理解していますが、政府の「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実 現する必要があるならば、特に地方の中小企業・小規模事業者に配意して、 生産性向上 を図り、賃上げの原資の確保につなげる取組を適確に実施するよう働きかける必要があ ると考えます。

つきましては、貴職におかれては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に沿ってご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解をいただき、地域別最低賃金額の改定を答申されるにあたりましては、地域間格差と賃金支払能力を十分考慮するとともに、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるような配慮を含め、慎重にご審議をいただくよう強く要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白